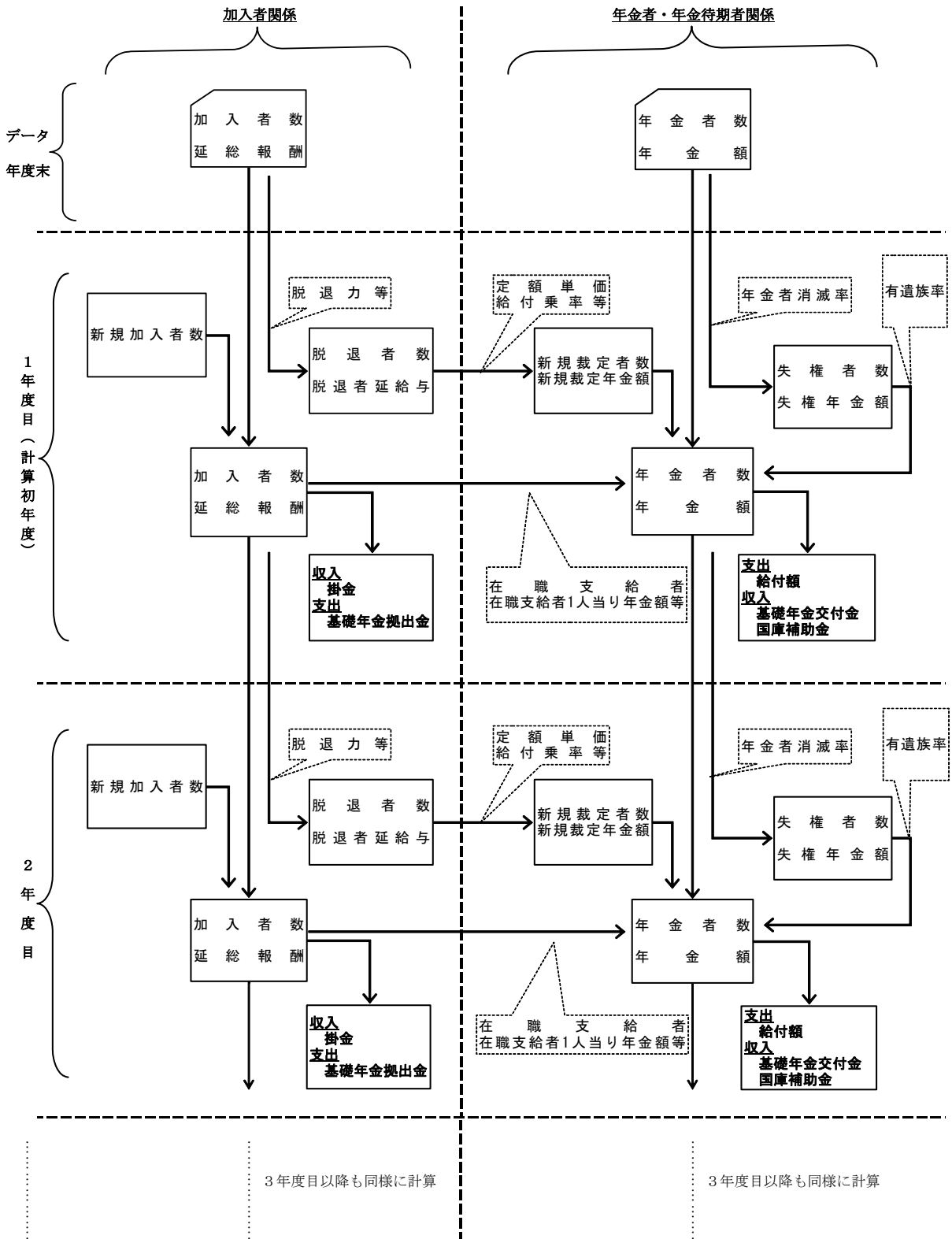


(図表 5-3-1-4) 私学共済の将来推計の全体構造 (概要)



ア 被保険者の推計

被保険者数

厚生年金、国民年金では、まず将来の被保険者数を被保険者種別・年齢別に将来推計人口などをもとに設定する。次に、加入期間別の被保険者数を推計するが、これは前年度末の被保険者種別・年齢別・加入期間別被保険者数と脱退力から残存被保険者数（前年度から引き続き被保険者である者）を求め、被保険者数と残存被保険者数の差を加入期間別に割り振る方法で（国民年金は、差を新規加入者として）推計している。これとは異なり、各共済年金では、まず将来の被保険者数を性別に作成する。次に、前年度末の性別・年齢別・加入期間別被保険者数と脱退率（力）を用いて残存被保険者数を推計する。この数と初めに作成した被保険者数との差を新規加入者数とし、新規加入者数を加入年齢分布率で各年齢に割り振って残存被保険者数に加えることにより推計している。

平均加入期間

平均加入期間は、厚生年金では、残存被保険者については1年間、再加入者、新規加入者については半年間加入をしたとみなして計算している。国共済、地共済では、前年度の加入期間に1年加えたものとしている。私学共済、国民年金については、平均加入期間は明示的には設定されていない。

標準報酬総額

標準報酬総額を計算する際の標準報酬の計算方法は、前年度から引き続き加入している者について、いずれの被用者年金制度も前年度分の標準報酬に標準報酬指数の伸び率と賃金上昇指数を乗じて計算している。なお、国民年金には標準報酬の概念はない。

イ 待期者の推計

待期者については、厚生年金、国民年金においては被保険者と同様に推計している。各共済年金では、受給者と同様に推計している。このため、厚生年金、国民年金では被保険者と同様、待期者数や平均加入期間等を推計しているが、各共済年金では、退職年金の受給者と同様に推計している。（共済年金については、次項ウの「老齢（退職）年金の新規裁定」を参考にされたい）。

ウ 年金の種類ごとの受給者数及び給付費の推計

各制度とも、まず新規裁定者について推計し、その後受給者などを推計している。

老齢（退職）年金の新規裁定

厚生年金については、繰上げ受給を考慮し、在職者については繰上げ請求率×被保険者数で、退職者については、繰上げ請求率×待期者数で計算している。

各共済年金では、支給開始年齢以後については、脱退者数から後述する死亡脱退者数と障害脱退者数を控除した者を退職年金の新規裁定者としているが、支給開始年齢に達する前は、この値を受給待期者分として取り扱い、支給開始年齢に達したところで受給者としている。なお、繰上げ受給については、地共済については、別途考慮しているが、国共済、私学共済については、考慮していない。

障害年金の新規裁定

障害年金の新規裁定者数は障害脱退者数としており、いずれの制度も基本的に年央被保険者数×障害共済年金発生力としているが、国民年金の20歳前障害基礎年金だけは、総人口×20歳前障害年金発生割合としている。これは、20歳前障害基礎年金は、被保険者でなくても発生するためである。なお、国共済、地共済では、公務上障害の場合と公務外障害とでは給付額が異なるため、別に計算している。

遺族年金の新規裁定

遺族年金の新規裁定者数は、各制度とも、被保険者数、待期者数、老齢（退職）年金受給者数、障害年金受給者数に死亡率（または失権率）と有遺族率を乗じて算出している。

受給者数

受給者数は、厚生年金では前年度受給者数×（1－失権率）＋新規裁定者数、国共済、地共済では前年度受給者数×（1－（前年度失権率＋失権率）／2）（新規加入については別途考慮）、私学共済では、前年度末受給者数＋新規裁定者数－失権者数で計算している。

年金額、年度間年金額（給付費）

年金額は、厚生年金では年度末年金額を前年度年金額×（1－失権率）×年金改定率＋新規裁定者の年金額として、国共済、地共済では年度末年金額を前年度年金額×残存率×年金改定率（新規加入については別途考慮）、私学共済では年度間年金額を前年度年金額×年金改定率＋新規裁定年金額－失権年金額で、国民年金については、年度末年金額を前年度年金総額×（1－失権率）×年金改定率＋新規裁定年金額で計算している。

また、年度間年金額（給付費）については、厚生年金、国民年金については年度間年金額を（2×前年度年金額＋6×前年度年金額×年金改定率＋4×年金額）／12で、国共済については（前年度末年金額総額×年金改定率＋年度末年金額）×0.5、地共済については年度間年金額を（前年度末年金額＋年度末年金額）／2＋改定年金額×4／12で、私学共済については年度間給付費を（2×前年度給付額＋10×給付額）／12として計算している。制度により計算方法が違うが、いずれも前年度の年金額の一部が当年度に支給されることを考慮して計算している。

エ 基礎年金拠出金等の推計

拠出金算定対象者数

拠出金算定対象者数については、厚生労働省において、各共済年金の国民年金第2号、第3号被保険者数も含めて計算している。

拠出金単価、各制度の基礎年金拠出金

拠出金単価は、国民年金で推計した基礎年金の費用を拠出金算定対象者数で除すことで得られる。各制度の基礎年金拠出金については、厚生労働省が作成した拠出金単価に、各制度が独自に推計した国民年金被保険者数を乗じることで算出している。

基礎年金交付金

基礎年金交付金については、厚生労働省で推計し、各制度は厚生労働省が作成した値を用いている。なお、厚生年金、国民年金については、基礎年金交付金の欄が空欄となっているが、これは、基礎年金交付金で賄われるべき給付を、厚生年金の給付費から除外しているためである。基礎年金交付金で賄われる給付の分が除かれているため、給付費が小さくみえるが、支出、収入から同額を引いているため、財政上問題はない。

オ 国庫・公経済負担等の推計

国庫・公経済負担額

国庫・公経済負担のうち、基礎年金国庫負担割合の引上げへの対応として、各制度とも、17年度から20年度は $1/3 + 11/1000$ 、21年度以降は $1/2$ としている。

追加費用

追加費用は、国共済、地共済にのみに存在する仕組みであるため、推計も国共済、地共済のみで行われている。国共済、地共済とも、基本的に年金額×追加費用割合で計算しているが、追加費用割合を、国共済では被保険者期間施行日前／被保険者全期間計とし、地共済では前年度追加費用割合× $(1 - \text{失権者数} / \text{前年度受給者数})$ ×消費者物価指数増加率と新規裁定追加費用割合× $(1 - \text{新規裁定者の失権率})$ との加重平均であるとしている。

カ 保険料（率）の設定

厚生年金、国民年金は、保険料（率）を法定しているが、各共済では、財政再計算に基づき、独自に保険料率を設定している。2100年度において積立度合が1（国共済、地共済では1、2、3、4）を超えるまで毎年の保険料率を0.354%（国共済は平成21年まで0.129%）引き上げ、その保険料率を千分率で小数点以下を切り上げて最終保険料率を算定している。なお、私学共済では保険料率引上げ幅を0.231%とした場合も計算している。

キ 財政見通しの作成

運用収入

運用収入は、厚生年金、国共済、地共済、国民年金では、前年度積立金×運用利回り + (収入計（財政調整拠出金、運用収入除く） - 支出計（財政調整拠出金除く）) × $(\sqrt{1 + \text{運用利回り}} - 1)$ で算出している。また、私学共済では、前年度積立金×運用利回り + (収入計（運用収入除く） - 支出計) × 運用利回り × 0.5 で算出している。

積立金

積立金は、いずれの制度も、前年度末積立金 + 当年度収支残で計算している。

③制度改正への対応等

ア 保険料水準固定方式導入への対応

公的年金制度においては、段階的に保険料水準を引き上げる段階保険料方式が取られており、現在、保険料水準の引上げ途上にある。これまでの制度では給付水準を定める一方で、将来の保険料水準については見通しを示すにとどまっており、少子高齢化が急速に進展するなか、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうために、財政再計算ごとに給付と負担の見直しが必要となっていた。

今回の厚生年金、国民年金の制度改正では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準及びそこに到達するまでの各年度の保険料水準を法定化し、社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入した。この保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みである「保険料水準固定方式」の導入が、今回の給付と負担の見直しの中心であり、厚生年金、国民年金の財政再計算においても、保険料（率）を法律に定められたとおりに設定し、将来見通しを推計している。

イ 有限均衡方式導入への対応

今回の改正で、永久均衡方式（現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたるすべての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するよう考える方式）から有限均衡方式（現時点での財政計算において均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代がおおむね年金受給を終えるまでの期間（例えば95年間＝2100年まで）と考え、その期間について、給付と負担の均衡を考える方式）に変更された。これについては、厚生年金については次々項エを、共済については②カ 保険料率の設定を参照のこと。

ウ 再評価率と年金額の改定方法が変わることへの対応

今回の改正で再評価の方法が毎年行われるように変更された。このため、各制度とも、物価上昇率、可処分所得割合変化率、スライド調整率を基に、年齢別に毎年の再評価率を算定し、年金改定を行っている。

エ マクロ経済スライド導入への対応

厚生年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整は、おおむね 100 年間の財政が均衡する水準まで行うこととされており、具体的には、2100 年度の積立度合を 1、すなわち、2100 年度初の積立金（=2099 年度末の積立金）が 2100 年度の支出に一致する水準まで行うという前提で給付水準調整期間の推計を行っている。推計を行うに当たっては、給付水準調整を行う年度を、2005 年度から、2006 年度、2007 年度、…と 1 年ずつ増加させ、初めて 2100 年度の積立度合が 1 を超えるようになる年度が、給付水準調整終了年度となる。なお、給付水準調整終了年度においては、厚生年金の 2100 年度の積立度合が正確に 1 となるように、給付水準調整終了年度に適用される調整率を設定し直している。

一方、共済年金の財政再計算では、厚生年金で推計されたものと同一の調整期間及び調整率を用いて推計されている。

オ 国共済・地共済の財政調整の仕組みへの対応

平成 13 年 3 月 16 日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」で、「国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。」とされていた。このため、国共済、地共済では、次の二つの財政調整の仕組みを導入し、財政単位を一元化している。

1. 費用負担の平準化のための財政調整（参考資料の「財政調整 A」）

二つの共済年金の独自給付費用の率が同じになるよう調整をする。すなわち、ア共済組合の独自給付費用の率がイ共済組合より小さいとした場合、ア共済組合からイ共済組合へ支払われる「負担の均衡を図るための財政調整拠出金」 α が、

$$\frac{\text{ア共済の独自給付費用} + \alpha}{\text{ア共済の総報酬額}} = \frac{\text{イ共済の独自給付費用} - \alpha}{\text{イ共済の総報酬額}}$$

を満たすように定めている。

2. 年金給付に支障を来たさないための財政調整（参考資料の「財政調整B」）

年金給付に支障を来たさないための財政調整については、以下のとおり計算している。

「年金給付に支障を来たさないための財政調整拠出金」の額は、黒字の共済が赤字の共済に対し、その赤字分を拠出するものであることから、原則として当該赤字額としている。ただし、「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」を拠出したことにより赤字になった分は、ここでの「赤字」とは見なさない。なお、黒字の共済が「年金給付に支障を来たさないための財政調整拠出金」を拠出することにより赤字となってしまう場合は、当該拠出金は当該黒字額としている。

カ 基礎年金国庫負担割合引上げへの対応

今回の改正で、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を2分の1とし、平成21年度までに完全に引き上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記された。しかしながら、平成20年度までは、具体的な数値が定められていないことから、各制度における推計では、平成20年度までは、法律上既に明記された分（1000分の11）のみを織り込み、平成21年度より2分の1に引上げられるものとして計算している。

キ 前回乖離が大きかった受給者数と待期者数の推計に関する今回の配慮

私学共済の待期者（加入者期間20年未満者分）については、過去、年金数理部会で実績の年金受給者が大きく下回ったこと指摘してきた。これは、前回の再計算では、年金支給開始年齢に達した者を全員年金受給者としていたためであり、今回再計算では年齢別年金請求割合を乗じて、待期者数を30%程度に割り落とすこととしている。また、前回再計算では複数の加入者期間を有する待期者については、それぞれの期間につき待期者一人としてカウントしていたが、今回再計算では複数期間をもつ待期者の期間を合算して待期者一人としてカウントしている。

以上見てきたとおり、今回の財政再計算では、制度によっては再加入をすべて新規加入とみなしたり、繰上げ支給がないものとした簡略化はあったものの、制度改正の内容は盛り込まれており、計算方法はおおむね妥当といえる。

(図表5-3-2-1) 算定式の概要【被保険者について】

			推計式	備考	
厚生年金	被保険者数	被保険者数合計	将来推計人口×労働力率×被用者年金被保険者割合－共済組合被保険者数		
		再加入者数	(被保険者数合計－残存被保険者数)×再加入率	期間毎の割り振りは、残存待期者の期間別比率を使用 *残存被保険者数とは、前年度末から引き続いて被保険者である者の数で、前年度末被保険者数×exp(－総脱退力)で定義される。	
		新規加入者数	(被保険者数合計－残存被保険者数)－再加入者数		
		被保険者数	残存被保険者数+再加入者数+新規加入者数	(但し、期間=0のとき 残存被保険者数=0、 期間>0のとき 新規加入者数=0)	
		総脱退者数	前年度被保険者数－残存被保険者数		
		死亡脱退者数	(前年度末被保険者数+残存被保険者数)÷2×死亡脱退率		
	被保険者の平均加入期間	被保険者の期間年数	障害脱退者数	(前年度末被保険者数+残存被保険者数)÷2×障害脱退率	
			生存脱退者数	総脱退数－死亡脱退者数－障害脱退者数	
			待期者数	残存待期者数+生存脱退者数	
			被保険者の期間年数	((前年度被保険者の期間年数+1)×残存被保険者数+(待期者の期間年数+0.5)×再加入者数+0.5×新規加入者数)÷被保険者数	*期間年数とは、1人当たりの被保険者期間年数を指す (但し、期間=0のとき 残存被保険者数=0、 期間>0のとき 新規加入者数=0)
年度間報酬総額	報酬年額	期間>0	(前年度待期者の期間年数×残存受給待期者数+(被保険者の期間年数+0.5)×生存脱退者数)÷受給待期者数		
		期間=0	前年度待期者の期間年数		
被保険者1人当たり報酬累計	被保険者報酬累計	期間>0	(前年度報酬年額×報酬指数伸び率×賃金上昇指数×残存被保険者数+再加入者の平均報酬年額×再加入者数)÷被保険者数		
		期間=0	再加入者の平均報酬年額		
国共済	被保険者数	被保険者報酬累計	((前年度被保険者報酬累計×残存被保険者数+前年度待期者報酬累計×再加入者数)×再評価率+(前年度1人当たり報酬年額+1人当たり報酬年額)÷2×残存被保険者数+0.5×再加入者の報酬年額×(再加入者数+新規加入者数))×累積再評価率/累積賃金上昇指数)÷被保険者数	(但し、期間=0のとき 残存被保険者数=0、 期間>0のとき 新規加入者数=0)	
		待期者報酬累計	((前年度待期者報酬累計×残存待期者数+前年度被保険者報酬累計×生存脱退者数)×再評価率+0.5×前年度報酬年額×生存脱退者数×累積再評価率/累積賃金上昇指数)÷待期者数		
		期間=0	前年度待期者報酬累計×再評価率		
	被保険者の平均加入期間	組合員全期間の計	脱退者数	前年度末組合員数×総脱退率	
			新規加入者数	組合員数－前年度末組合員数+脱退者数	
			組合員数	期間>0 前年度末組合員数－脱退者数 期間=0 新規加入者数	
	年度間報酬総額	報酬年額	期間>0	前年度末標準報酬年額×標準報酬指数増加率×賃金上昇指数	上限を超える場合の処理アリ
			期間=0	新規加入者数の標準報酬月額×12	上限を超える場合の処理アリ
			年央報酬年額	期間>0 前年度標準報酬年額×5/12+標準報酬年額×7/12 期間=0 標準報酬年額÷2	
			年央ボーナス	年央標準報酬年額×報酬年額に対する期末手当等の割合	上限を超える場合の処理アリ
地共済	組合員数	脱退者数	前年度組合員数×(2×総脱退力)÷(2+総脱退力)		
		組合員数	前年度組合員数－脱退者数		
		新規加入者			
	被保険者の平均加入期間	平均加入期間	前年度平均加入期間+1		
			給料月額	前年度給料月額×平均給与上昇率×賃金上昇指数	上限を超える場合の処理アリ
	被保険者1人当たり報酬累計	報酬総額	ボーナス	給与月額×半年前平均給与上昇率×給料と期末手当等の割合	上限を超える場合の処理アリ
報酬総額			給与月額×半年前平均給与上昇率+ボーナス		
報酬累計			年齢<68 前年度報酬累計×賃金上昇指数－前年度報酬総額×賃金上昇率+(前々年度報酬総額×CPI上昇指数+前々々年度報酬総額×前年度CPI上昇指数×CPI上昇指数)×(1－賃金上昇指数/CPI上昇指数)+報酬総額 年齢≥68 前年度報酬累計×CPI上昇指数+報酬総額		

				推計式	備考	
私学 共済	被保険者数	総脱退者数		前年度加入者数×2×総脱退力/(2+総脱退力)	初任年齢グループ別に推計している。	
		死亡脱退者数		前年度加入者数×2×死亡力/(2+総脱退力)		
		障害年金脱退者数		前年度加入者数×2×障害年金発生力/(2+総脱退力)		
		障害一時金脱退者数		前年度加入者数×2×障害一時金発生力/(2+総脱退力)		
		退職脱退者数		総脱退者数－死亡脱退者数－障害年金脱退者数－障害一時金脱退者数		
	年間報酬総額	加入者数	期間>0	前年度加入者数－総脱退者数		
			期間=0	総脱退者数+加入者の増加数		
		脱退者分標準給与月額		脱退者数×前年度標準給与月額/前年度加入者数		
		標準給与月額	期間>0	(前年度標準給与月額－脱退者分標準給与月額)×給与指数伸び率×賃金上昇指数		
			期間=0	前年度標準給与月額×加入者数増加率×賃金上昇指数		
被保険者1人当たり報酬累計	年度末標準給与総額		標準給与月額×年収の対月収比率×年収の対月収比率調整率×12			
	中央標準給与総額		(前年度標準給与総額+標準給与総額)/2		掛金収入の算定時に掛金納付が1ヶ月遅れることを考慮。	
	全期間平均給与月額		(前年度全期間平均給与月額×(期間－1)×前年度再評価率+前年度標準給与月額/前年度加入者数×前年度再評価率/前年度賃金上昇指数×年収の対月収比率/1.3×年収の対月収比率調整率)/期間			
国民 年金	被保険者数	第1号被保険者数合計		総人口－被用者年金被保険者数－第3号被保険者数合計	第3号被保険者数合計は、3号の対2号比率が将来に渡り一定であるとして推計。(但し、女性の雇用の進展に伴い女子2号が増加することにより女子3号が減少する効果を織り込んだ)	
		残存被保険者数	期間>0	前年度被保険者数×exp(－総脱退力)		
			期間=0	0		
		残存受給待期者数		受給待期者数×(1－死亡率)		
		新規加入者数		被保険者数合計－残存被保険者数		
		被保険者数	期間>0	残存被保険者数		
			期間=0	新規加入者数		
	脱退者数	期間>0	前年度被保険者数－残存被保険者数			
		期間=0	0			
	死亡脱退者数	期間>0	(前年度被保険者数+残存被保険者数)/2×死亡脱退力			
	期間=0	0				
平均加入期間等	生存脱退者数		脱退者数－死亡脱退者数			
	被保険者期間	期間>0	前年度未被保険者期間+1		保険料納付、免除別にも推計している。	
		期間=0	1/2			
受給待期者の被保険者期間	期間>0	(残存受給待期者数×前年度待期者の平均被保険者期間+生存脱退者数×(前年度被保険者の平均被保険者期間+1/2))/受給待期者数				
	期間=0	前年度受給待期者の被保険者期間				

〔図表5-3-2-2〕 算定式の概要【受給権者分について】

			推計式	備考	
厚生年金	新規裁定(老齢)	新規裁定者数(繰上げ年数別)	在職者 (繰上げ請求率×被保険者数)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出	
		報酬比例部分の 新規裁定年金総額	退職者 (繰上げ請求率×待期者数)を全期間に渡り合計 在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出 老齢、通老別に算出。給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する。	
		定額部分の 新規裁定年金総額	退職者 (繰上げ請求率×待期者数×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計 在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×定額単価×生年別乗率×max(被保険者期間,40))を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する 老齢、通老別に算出。基礎年金分を含む	
		厚生年金期間に 係る基礎年金給 付費	在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×基礎年金単価×min(20~59歳の被保険者期間/加入可能年数,1))を 全期間に渡り合計 退職者 (繰上げ請求率×待期者数×基礎年金単価×min(20~59歳の被保険者期間/加入可能年数,1))を 全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。基礎年金分を含む 老齢、通老別に算出	
		経過的加算 配偶者に対する 加給年金額	在職者 max(新規裁定年金総額定額部分-厚生年金期間に係る基礎年金給付費,0) (繰上げ請求率×被保険者数×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計 退職者 (繰上げ請求率×待期者数×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出 老齢のみ算出。子に対する加給年金額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額、基礎年金の振替加算額も同様 老齢のみ算出。子に対する加給年金額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額、基礎年金の振替加算額も同様	
		新規裁定(障害)	新規裁定者数 1、2級の報酬比 例分の新規裁定 年金総額	障害脱退者数を全期間に渡り合計 (障害脱退者数×(1級比率×1.25+2級比率)×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計	1級、2級別に300月みなし処理を施している。 3級も同様。 給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する。
			基礎年金給付費 加給年金額	(障害脱退者数×(1級比率×1.25+2級比率)×基礎年金額)を全期間に渡り合計 (障害脱退者数×(1級比率+2級比率)×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計	基礎年金の子に対する加算額及び振替加算額も同様。
			新規裁定(遺族)	新規裁定者数	死亡脱退者数×有遺族率+待機者の死亡者数×有遺族率+前年度末老齢年金受給権者数×老齢失権率 ×有遺族率+前年度障害年金受給権者数×障害失権率×障害有遺族率×(1級割合+2級割合)
		報酬比例部分の 新規裁定年金総額		$0.75 \times (\text{死亡脱退者数} \times \text{有遺族率} \times \max(\text{給付乗率} \times \text{報酬累計}[300\text{月みなし考慮}], \text{給付乗率} \times \text{報酬累計}) + \text{待機者の死亡者数} \times \text{有遺族率} \times \text{給付乗率} \times \text{報酬累計} + \text{前年度末老齢年金受給権者数} \times \text{老齢失権率} \times \text{有遺族率} \times \text{年金改定率} \times \text{新規裁定年金水準差} + \text{前年度障害年金受給権者数} \times \text{障害失権率} \times \text{障害有遺族率} \times (1\text{級割合} + 2\text{級割合})) / (1\text{級割合} \times 1.25 + 2\text{級割合}) \times \text{年金改定率} \times \text{新規裁定年金水準差}$	給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する 新規裁定者の年齢は、死亡者と新規裁定者の年齢関係により設定。 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。 老齢年金は、新法老齢相当、旧法老齢、新法通老相当、旧法通老別に、障害年金は、新法障害、旧法障害別に計算 旧法障害年金については、年金給付乗率と240月みなしの調整を行っている。
		厚生年金期間に 係る基礎年金給 付費		基礎年金単価×(死亡脱退者数×有遺族率+前年度末老齢相当受給権者数×老齢失権率×有遺族率)	新規裁定者の年齢は、死亡者と新規裁定者の年齢関係により設定。 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。 子に対する加給年金額、中高齢寡婦加算額、経過的寡婦加算額も同様
受給権者数 年金額	受給権者数	前年度受給権者数×(1-失権率)+新規裁定者数	被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。		
	年金額	前年度年金額×(1-失権率)+年金改定率+新規裁定者の年金額	被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。		
	老齢年金額(報酬 比例部分、定額 部分、基礎年 金部分)	繰上げ年数別の(年金額×繰上げ支給率)を合算	被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。 在職者については在職老齢年金支給割合で調整。		
	遺族年金額(基 礎年金部分) 遺族年金額(中 高年齢寡婦加算	年金額×有子割合 年金額×(1-有子割合)	経過的寡婦加算額も同様		

			推計式	備考
		老齢・遺族・障害年金額(配偶者加給年金額)	年金額×加給年金対象者割合	基礎年金の振替加算額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額も同様
		老齢・遺族年金額(子の加給年金額)	年金額×(第1、2子加給年金対象者割合+第3子以降加給年金対象者割合×第3子以降1人当たり加給年金額/第1、2子一人当たり加給年金額)	障害・遺族年金の子に対する基礎年金の加算額も同様。
	年度間値	年度間被保険者数	(前年度未被保険者数+被保険者数)/2	年度間受給権者数も同様
		年度間保険料	(7×前年度被保険者数×前年度1人当たり報酬額+5×被保険者数×1人当たり報酬額)/12	保険料徴収時期を考慮
		年度間年金額	(2×前年度年金額+6×前年度年金額×年金改定率+4×年金額)/12	支払い時期を考慮
国共済	脱退者数推計	退職脱退者数	脱退者数-(公務上・外死亡脱退者数+公務上・外障害脱退者数)	
		公務上(外)死亡脱退者数	年央組合員数×公務上(外)死力	年央組合員数=(組合員数+前年度組合員数)/2
		公務上(外)障害脱退者数	年央組合員数×公務上(外)障害共済年金者発生力	
	新規裁定(退職)	退職報酬比例部分	2002以前 (年金算定平均標準報酬×報酬比例部分乗率×組合員期間(2002年以前)/12)を全期間に渡り合計 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×報酬比例部分乗率×組合員期間(2003年以後)/12)を全期間に渡り合計	
		退職職域加算部分	2002以前 (年金算定平均標準報酬×職域部分乗率×組合員期間(2002年以前)/12)を全期間に渡り合計 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×職域部分乗率×組合員期間(2003以後)/12)を全期間に渡り合計	組合員期間により乗率を変更 組合員期間により乗率を変更
		基礎年金部分	(基礎年金基本額×組合員期間(20~59歳、1961年以降に限る)/国民年金加入月数)を全期間に渡り合計	基礎年金基本額=基礎年金単価×480 基礎年金部分が基礎年金基本額より大きい場合は基礎年金部分=基礎年金基本額とする。
		加給年金	(配偶者の加給年金額×退職年金配偶者の加給年金対象率+配偶者の加給年金額×退職年金子供2人までの加給年金対象率+子3人以上の加給年金額×退職年金子供3人以上の加給年金対象率)×受給者数	
		特別加給年金	配偶者の加給額×支給割合/5	支給割合は、生年が1933以前の場合0、1939年以前の場合1、1940年の場合2、1941年の場合3、1942年の場合4、1943年以後の場合5とする。
	新規裁定(障害)	障害公務外報酬比例部分	2002以前 年金算定平均標準報酬×0.007125×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.005481×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割合)	
		障害公務外職域加算部分	2002以前 年金算定平均標準報酬×0.001425×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の1級発生割合+障害共済年金の2級発生割合+障害共済年金の3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.001096×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共済年金の1級発生割合+障害共済年金の2級発生割合+障害共済年金の3級発生割合)	
		障害公務上報酬比例部分	2002以前 年金算定平均標準報酬×0.007125×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の公務上1級発生割合+障害共済年金の公務上2級発生割合+障害共済年金の公務上3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.005481×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割合)	
		障害公務上職域加算部分	2002以前 年金算定平均標準報酬×(0.285+0.001425×(障害対象期間-300)/12×1.25)×障害共済年金の公務上1級発生割合+(0.19+0.001425×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上2級発生割合+(0.19+0.001425×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上3級発生割合×障害期間率 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×(0.21923+0.001096×(障害対象期間-300)/12×1.25)×障害共済年金の公務上1級発生割合+(0.14615+0.001096×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上2級発生割合+(0.14615+0.001096×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上3級発生割合×障害期間率	最低保障額を考慮に入れてある。 最低保障額を考慮に入れてある。
		障害公務外加給年金額	加給年金額配偶者×配偶者加給該当割合×受給者数×(障害共済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合)	
		障害公務上加給年金額	加給年金額配偶者×配偶者加給該当割合×受給者数×(障害共済年金の公務上1級発生割合+障害共済年金の公務上2級発生割合)	

			推計式	備考
新規裁定(遺族)	遺族報酬比例部分	組合員全期間が25年未満	障害報酬比例部分×0.75	
		組合員全期間が25年以上	退職報酬比例部分×0.75	
	遺族職域加算部分	組合員全期間が25年未満	障害職域加算部分×0.75	
		組合員全期間が25年以上	退職職域加算部分×0.75	
	遺族公務上職域加算部分		遺族職域基本額	最低保障額を考慮に入れてある。
	遺族公務調整額	2002以前	年金算定平均表所運報酬×0.003206×遺族期間(2002年以前)÷12	
	2003以後	(年金算定平均表所運報酬+ボーナスの金額)×0.002466×遺族期間(2003年以後)÷12		
加給年金	40歳以上	遺族妻加算額×(1-有子の妻該当者割合)×受給者数	死亡者が男子の場合。女子の場合は0	
	65歳未満	(遺族妻加算額-基礎年金額単価)×40×12×経過的割合×(1-有子の妻該当者数)×受給者数	死亡者が男子の場合。女子の場合および生年が1955年以降の場合は0。なお、経過的割合は妻の生年によって設定。	
	65歳以上		死亡者が男子の場合。女子の場合および生年が1955年以降の場合は0。なお、経過的割合は妻の生年によって設定。	
受給者、年金額の推計	失権者数		前年度受給者数×(前年度失権率+失権率)÷2	失権率は、退職年金、障害年金、遺族年金別に設定。
	受給者数		前年度受給者数-失権者数	
	年金額		前年度年金額×スライド率	
地共済	新規裁定者数推計	退職年金新規裁定者数	脱退者数-(公務上・外死亡脱退者数+公務上・外障害脱退者数)	退職共済年金新規裁定者数について、全部繰上げ、一部繰上げ選択者数を繰上げ選択率を用いて別途計算
		公務等障害共済年金新規裁定者数	(前年度組合員数-脱退者数)÷2×公務等障害発生日	
		公務外障害共済年金新規裁定者数	(前年度組合員数-脱退者数)÷2×公務外障害発生日	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数	(前年度組合員数-脱退者数)÷2×公務等在職死亡力×有遺族率	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数(在職死亡)	(前年度組合員数-脱退者数)÷2×公務外在職死亡力×有遺族率	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数(待機者・受給権者死亡)	失権による消滅者数×有遺族率を合計	失権による消滅者数=前年度受給者数×(失権率+前年度失権率)÷2
		裁定時年金額	定額部分の年金額	定額(退職共済年金)単価×定額(退職共済年金)乗率×組合員期間
退職共済年金	基礎年金部分の年金額	基礎年金額×昭和36年以降20～59歳期間÷加入可能期間		
	経過的加算部分の年金額	定額部分の年金額-基礎年金部分の年金額	65歳未満の場合は0、計算結果が負値の場合は0とする。 一部繰上げ、全部繰上げ選択者分は別途計算	
	厚年部分の年金額	可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間	全部繰上げ選択者分は別途計算	
	職域部分の年金額	可処分所得考慮平均報酬累計×職域給付乗率×加入期間	給付乗率は加入期間240ヶ月未満とそれ以上とで異なる。 全部繰上げ選択者分は別途計算	

			推計式	備考
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×12×(0.4×平均給付率-0.2)×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職 域基準乗率×(加入期間-300)×平均給付率	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 厚年部分+職域部分が障害共済年金1・2級の最低保障に満たない 場合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 公務等障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×12×0.2×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×(加入 期間-300)	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 厚年部分+職域部分が障害共済年金3級の最低保障に満たない場 合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間×平均給付率	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間	公務外障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 ※給付乗率:60年改正法附則別表第3の経過措置を考慮した乗率 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合)	

			推計式	備考	
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額	$\text{可処分所得考慮平均報酬累計} \times \text{厚年給付乗率} \times \text{加入期間} \times 0.75$	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。	
		職域部分の年金 額	$\text{可処分所得考慮平均報酬累計} \times \text{職域・公務等給付乗率} \times \text{加入期間} \times 0.75$	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とする。	
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額	$\text{可処分所得考慮平均報酬累計} \times \text{厚年給付乗率} \times \text{加入期間} \times 0.75$	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。	
		職域部分の年金 額	$\text{可処分所得考慮平均報酬累計} \times \text{職域・公務等給付乗率} \times \text{加入期間} \times 0.75$	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とする。	
	裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額	基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合＋基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1－子あり妻、子の割合)		
		職域部分の年金 額	基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合＋基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1－子あり妻、子の割合)		
	年度未受給権者 年度末年金額 年金給付費			$\text{前年度未受給権者数} \times (1 - (\text{死亡率} + 1 \text{歳下の死亡率}) / 2)$	
				前年度末年金額－消滅者の年金額＋改定年金額	
			支給開始 年齢未満	0	
			支給開始 年齢	年度末年金額／2	
		支給開始 年齢超	$(\text{前年度末年金額} + \text{年度末年金額}) / 2 + \text{改定年金額} \times 4 / 12$		
私学 共済	退職共済年金 受給者数の推計	新規発生者数	退職を事由とする脱退者数	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。繰上げ支給は見込んでいない。	
		新規発生待期者 数	退職を事由とする脱退者数	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合には0。繰上げ支給は見込んでいない。	
		死亡待期者数	$(\text{前年度待期者数} + \text{新規発生待期者数}) \times \text{退職共済年金消滅率}$		
		待期者数	前年度待期者数＋新規発生待期者数－死亡待期者数		
		新規裁定者数	前年度に(支給開始年齢－1)歳である待期者数＋新規発生者数		
		失権者数	$(\text{前年度受給者数} + \text{新規裁定者数}) \times \text{退職共済年金消滅率}$		
		受給者数	前年度受給者数＋新規裁定者数－失権者数		
	発生年金額	新規発生年金額 定額部分	定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。	
		新規発生年金額 老齢基礎年金額	老齢基礎年金満額／加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。	
		新規発生年金額 厚年・職域相当 年金額	厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。	
		新規発生年金額 配偶者加給年金 額	1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。加入期間が20年以上の場合。	
		新規発生待期者 年金額	定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合には0。	
		新規発生待期者 年金額 定額部分	老齢基礎年金満額／加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合には0。	
		新規発生待期者 年金額 老齢基礎年金額	厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合には0。	
新規発生待期者 年金額 厚年・職 域相当年金額	1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合には0。加入期間が20年以上の場合。			

			推計式	備考
年金額の推計	死亡待期者分年金額		$(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 退職共済年金消滅率$	
	待期者分年金額		$前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額$	
	新規裁定者年金額		$前年度に(支給開始年齢 - 1)歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金額$	
	失権年金額		$(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 退職共済年金消滅率$ $前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額$	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
障害共済年金受給者数の推計	経過的加算額	65歳以上	定額部分年金額 - 私学共済期間にかかる老齢基礎年金額	
	障害年金発生日数		障害共済年金発生日数による脱退者数	
発生年金額	厚年相当・職域相当部分		$(前年度受給者数 + 新規発生日数) \times 障害共済年金消滅率$ $前年度受給者数 + 新規発生日数 - 失権者数$ $(0.007125 + 0.001425) \times 障害共済年金発生日数 \times 分全期間平均給与月額 \times 年金改定率 \times 12 \times 加入期間 \times (1級割合 \times 1.25 - (1 - 1級割合))$	加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。
	配偶者加給年金額		$一人当たり配偶者加給年金額 \times 障害共済年金発生日数 \times 累積年金改定率 \times 配偶者加給の対象者率$	夫に加算される妻分のみ計算
年金額の推計	失権年金額		$(前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 障害共済年金消滅率$	
	年金額		$前年度年金額 \times 年金改定率 + 新規裁定年金額 - 失権年金額$	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
遺族共済年金受給者数の推計	新規発生日数		$(死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率$	妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳以上の場合
	待期者数		$(死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率$	妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳未満の場合
	新規裁定者数		前年度に59歳である待期者数 + 新規発生日数	妻死亡、夫受給の場合
	失権者数		$(前年度受給者数 + 新規裁定者数) \times 遺族共済年金消滅率$	妻死亡、夫受給の場合
	受給者数		前年度受給者数 + 新規裁定者数 - 失権者数	妻死亡、夫受給の場合
	新規発生日数		$(死亡脱退加入者数 + 各年金種別死亡年金者数合計) \times 有遺族率$	妻死亡、夫受給以外の場合
	失権者数		$(前年度受給者数 + 新規発生日数) \times 遺族共済年金消滅率$	
発生年金額 在職死亡	厚年、職域部分年金額	25年みなし 実年数	$(0.007125 + 0.001425) \times 新規発生日数 \times 分全期間平均給与月額 \times 年金改定率 \times 25年みなし選択率 \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$ $厚年・職域相当給付乗率 \times 新規発生日数 \times 分全期間平均給与月額 \times 年金改定率 \times (1 - 25年みなし選択率) \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$	25年みなしにより計算する場合 加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。 実年数により計算する場合
	発生年金額 年金者死亡	中高齢寡婦加算	$一人当たり中高齢寡婦加算額 \times 男子死亡加入者数 \times 累積年金改定額 \times 25年みなし選択率$	
		厚年、職域部分年金額	退職の場合 障害の場合 退職の場合	$厚年・職域相当給付乗率 \times 死亡年金者数 \times 全期間平均給与月額 \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$ $(0.007125 + 0.001425) \times 死亡年金者数 \times 全期間平均給与月額 \times 12 \times 加入期間 \times 0.75$
発生年金額 妻死亡、夫受給	中高齢寡婦加算	退職の場合	$一人当たり中高齢寡婦加算額 \times 死亡年金者数 \times 累積年金改定率$	
	新規発生年金額	60歳以上	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳未満の場合0
発生年金額 夫死亡、妻受給	新規発生待期者分年金額	60歳未満	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳以上の場合0
	発生年金額 夫死亡、妻受給 発生年金額 中高齢寡婦加算	新規発生年金額	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	
	新規発生待期者分年金額	40歳以上 40歳未満	厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ 厚年・職域部分発生年金額 \times 有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	40歳未満の場合0 40歳以上の場合0

			推計式	備考	
	年金額の推計 妻死亡、夫受給	死亡待期者分年金額	$(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 遺族共済年金消減率$		
		待期者分年金額	$前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額$		
		新規裁定者年金金額	$前年度に59歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金金額$		
		失権年金金額	$(前年度年金金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消減率$		
		年金金額	$前年度年金金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額 - 失権年金金額$		
	年金額の推計 夫死亡、妻受給	失権年金金額	$(前年度年金金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消減率$		
		年金金額	$前年度年金金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額 - 失権年金金額$		
	年金額の推計 中高年齢寡婦加算	死亡待期者分年金額	$(前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額) \times 遺族共済年金消減率$		
		待期者分年金額	$前年度待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生待期者分年金額 - 死亡待期者分年金額$		
		新規裁定者年金金額	$前年度に39歳の待期者分年金額 \times 年金改定率 + 新規発生年金金額$		
失権年金金額		$(前年度年金金額 \times 年金改定率 + 新規裁定者分年金額) \times 遺族共済年金消減率$			
給付額の推計	当年度に支給される給付額	$(2 \times 前年度給付額 + 10 \times 給付額) / 12$		妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。 給付額とは、年金額から停止額を控除したもの。 前年度の2か月分(2、3月)分の年金額が当年度(の4月)に支給されることを考慮	
国民年金	老齢基礎年金の新規裁定	基礎年金拠出金で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額	$基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均被保険者期間 / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合 + 基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均保険料免除期間 \times (1 - 免除割合) / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合$	保険料免除分については、免除割合別に算出して合算	
		特別国庫負担で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額	$基礎年金単価 \times 繰上げ減額率 \times 平均保険料免除期間のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数 / 加入可能期間 \times 待期者数 \times 待期者が裁定請求をする割合$	平均保険料免除期間のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数とは、保険料免除期間について、国庫負担割合×免除割合を累計したもの。	
	20歳前障害基礎年金の新規裁定	20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数	$総人口 \times 20歳前障害年金発生割合 \times 障害等級割合$		
		20歳前障害基礎年金の新規裁定基本年金総額	$20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times 基礎年金単価 \times 障害等級における年金給付割り増し割合$		
		20歳前障害基礎年金の新規裁定加算額総額	$20歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times (第1、2子加算額 \times 第1、2子加算割合 + 第3子以降加算額 \times 第3子以降加算割合)$		
	一般障害基礎年金の新規裁定	一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数	$(前年度被保険者数 + 残存被保険者数) / 2 \times 障害年金発生日 \times 等級割合$		
		一般障害基礎年金の新規裁定基本年金総額	$一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times 基礎年金単価 \times 障害等級における年金給付割り増し割合$		
一般障害基礎年金の新規裁定加算額総額		$一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数 \times (第1、2子加算額 \times 第1、2子加算割合 + 第3子以降加算額 \times 第3子以降加算割合)$			

			推計式	備考
妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定	妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数		死亡脱退者数×遺族年金(妻)発生割合	年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
	妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額		妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数×基礎年金単価	
	妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額		妻が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	
子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定	子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数		死亡脱退者数×遺族年金(子)発生割合	年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
	子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額		子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数×基礎年金単価	
	子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額		子が受給者になる遺族基礎年金の新規裁定受給者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	
国民年金の独自給付	寡婦年金		遺族基礎年金における受給者推計と同様に寡婦年金の受給者の推計を行い、年金額は死亡した被保険者の納付状況に基づいて老齢基礎年金の年金額と同様に計算された額の4分の3として推計している。	
	死亡一時金		死亡脱退者に対し、死亡一時金発生割合を乗じることにより、受給者の推計を行い、一時金額は死亡者の納付状況に基づいて推計している。	
	付加年金		納付状況として、保険料全額納付者割合等のかわりに付加年金の納付割合を用い、老齢基礎年金の推計と同様にして推計を行っている。	
年金総額の推計 老齢基礎年金	基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額		前年度基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率+基礎年金拠出金で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額	寡婦年金、付加年金も同様
年金総額の推計 障害基礎年金	旧法老齢年金		旧法老齢年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率	新規裁定がないため。旧法通算老齢年金、旧法五年年金も同様
	一般障害基礎年金基本年金総額		前年度一般障害基礎年金基本年金総額×(1-一般障害年金失権率)×年金改定率+新規裁定一般障害基礎年金基本年金総額	20歳前障害基礎年金も同様
年金総額の推計 遺族基礎年金	一般障害基礎年金加算額総額		一般障害基礎年金基本年金総額/基礎年金単価/障害等級における年金給付増し割合×(第2子加算額×第2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	20歳前障害基礎年金も同様
	妻が受給者となる遺族基礎年金基本年金総額		前年度妻が受給者となる遺族基礎年金基本年金総額×(1-遺族年金失権率)×年金改定率+新規裁定妻が受給者となる遺族基礎年金基本年金総額	子が受給者となる遺族基礎年金も同様
年度間値	妻が受給者となる遺族基礎年金加算額総額		妻が受給者となる遺族基礎年金基本年金総額/基礎年金単価/×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	子が受給者となる遺族基礎年金も同様
	年度間被保険者数		(前年度未被保険者数+被保険者数)/2	年度間受給者数も同様
	年度間保険料 年度間年金額		(7×前年度被保険者数×前年度1人当たり報酬額+5×被保険者数×1人当たり報酬額)/12 (2×前年度年金額+6×前年度年金額×年金改定率+4×年金額)/12	保険料徴収時期を考慮 支払い時期を考慮
国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の推計			(前年度被保険者数+被保険者数)/2×(保険料全額納付者割合+保険料免除者割合×(1-免除割合))	保険料免除者については、保険料免除区分別に計算して合算